

## 2) 武田薬品との協定書に基づく覚書の一部改定について

### 1 一部改定の理由

鎌倉市は、平成23年2月14日に、武田薬品工業湘南研究所に関して、地域住民の安全と健康を守り、生活環境の保全及びその環境保全対策の推進を目的として、同社との間で「武田薬品工業株式会社湘南研究所の環境保全に関する協定書」を締結し、これに基づく覚書で管理目標等について定めています。

この覚書の一部改定は、下水道法施行令の一部が改正されたことに伴い、この覚書にある水質汚濁に係る管理目標の一部変更について、既覚書の一部を改定する覚書を締結したものです。

### 2 改定の内容

上記の法令改正に伴い、覚書にある水質汚濁に係る管理目標の一部（1,1-ジクロロエチレン・1,4-ジクロロベンゼンの2項目）を改定する覚書を締結するものです。

いずれの項目の管理目標も法令基準を上回るものであり、環境保全対策上全く支障のないものと判断したものです。

### 3 実施の方法等

(1) 平成24年12月28日に、別添のとおり覚書を締結しました。

(2) 覚書改定については、平成25年1月11日に、本市ホームページで公表しました。